

各 役 員
各 支 部 長 様
各 狩 獵 指 導 員

一般社団法人 北海道獵友会
会 長 天 崎 弘

獵銃による事故の発生と安全狩獵の徹底について

貴職におかれましては、常日頃から事故防止とマナーの遵守について、会員を指導いただきまして感謝申し上げます。

しかし、誠に遺憾な出来事ではありますが、11月20日(火)に恵庭市において、狩獵を行っていた札幌支部の会員が、獲物と誤認したとして、北海道森林管理局 石狩森林管理署 恵庭森林事務所職員である菅田健太郎氏に発砲し、死亡させる事故が発生いたしました。

現在把握している事故の状況は別紙のとおりであり、亡くなられた御本人そして御遺族の方には、心からお悔やみを申し上げる次第であります。

この度の事故は、獲物の確認を怠ったことに起因するものと推測しております。

北海道では、平成23年と平成25年に誤射によって死亡や重傷を負う事故が発生し、平成26年には、暴発によって死亡する事故が発生しております。

狩獵を取り巻く厳しい社会的環境の中で、再び今回の事故が発生したことは、獵友会への社会的信用を著しく低下させ、狩獵関連制度の改善や獵場の規制緩和運動にも多大の影響を及ぼすものと考えており、組織としての指導方法がとわれかねない状況にあります。

つきましては、安全狩獵と狩獵事故の再発防止を図るため、役員及び支部長におかれましては、下記事項について、全ての会員に対し再度指導を徹底されますようお願い申し上げます。

また、狩獵指導員の皆様には大変ご苦勞をおかけしますが、パトロールを強化され、特に狩獵現場における「矢先の安全確認」、「獲物の確認」及び「脱包の励行」を重点事項として、狩獵者を指導されるようお願いいたします。

記

会員に対する指導事項

- ① 獵場の地形、跳弾の可能性、人畜等の有無、道路及び家屋の状況などを確認してから発砲すること。
- ② 獵場で動くものは「全て人間である」と考えることを基本とし、その後獲物であることを目視して確認すること。
不確かなものや確認できないものには、絶対に発砲しないこと。
- ③ 悪天候や日没間際など、獲物を確認しづらい状況では、狩獵を行わないこと。
- ④ 銃を手にした際、又は銃を手放す際は、装填の有無を確認するとともに、獵場であってもこまめに脱包すること。
- ⑤ 大日本獵友会配付の帽子及びベストを着用し、自己防衛と狩獵者への周知を図ること。

